

介護老人保健施設 ケアポート益城

重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

1 法人の概要

事業者の名称	社会福祉法人 慈光会
代表者名	理事長 永田啓朗
所在地・連絡先	(住所) 熊本県上益城郡益城町安永 1080 番地 (電話) 096-286-4192 (FAX) 096-286-6946

2 事業所の概要

施設の名称	介護老人保健施設ケアポート益城
所在地・連絡先	(住所) 熊本県上益城郡益城町安永 1014 番地 (電話) 096-289-0777 (FAX) 096-289-1010
開設年月日	平成7年2月1日
事業所番号	4352880068
管理者の氏名	中村 紳二

3 介護老人保健施設の目的と運営方針

(1) 施設の目的

社会福祉法人慈光会が開設する介護老人保健施設ケアポート益城（以下「当施設」という。）は、実施する介護老人保健施設の適正な運営を確保し、要介護者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

1. 利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における看護・介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
2. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、介護老人保健施設サービスの提供に努めます。
3. 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保健施設その他の保険医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、総合的なサービスの提供に努めます。

4 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
施設長	1			施設・従業者の統括管理、指導
医師	1人以上			利用者の健康管理及び処置
薬剤師		1人以上		服薬指導・管理

看護職員	6人以上		3人以上	保健衛生並びに看護業務
介護職員	14人以上			利用者の日常生活全般の介護
支援相談員	1人以上			利用者及び家族への相談業務
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人以上			利用者への機能訓練及び指導
管理栄養士 栄 養 士	1人以上			身体に添った食事の提供指導
介護支援専門員	1人以上			適正なケアプランの作成
他事務職員等	1人以上			適切な運営に係る事務業務等

5 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管 理 者	平常勤務 (8:30~17:30)
医 師	平常勤務 (8:30~17:30)
薬 剤 師	週一日の平常勤務 (9:00~13:00)
看護職員 介護職員	早出 (7:00~16:00) 日勤 (8:30~17:30) (9:00~18:00) 遅出 (11:00~20:00) による交替勤務 夜勤 (16:00~10:00)
支援相談員	平常勤務 (8:30~17:30)
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	平常勤務 (8:30~17:30)
管理栄養士 栄 養 士	平常勤務 (8:30~17:30)
介護支援専門員	平常勤務 (8:30~17:30)

6 入所定員及び療養室

定 員	60名	
療養室	個室	2人部屋
室 数	4	28

7 サービス内容

種 類	内 容
施設サービス 計画の作成	当施設でのサービスは、施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は計画担当介護支援専門員が担当し、入居者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については文書により同意を頂くようになります。

食 事	朝食 8:00~9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00 の時間帯を提供の目安としますが、可能な限りご希望の時間帯に提供いたします。栄養ケア計画に基づき、入居者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 ※食事は原則として、食堂にて提供します。ただし、ご希望があれば居室でも可能です。
入 浴	一般浴槽のほか、寝たきりで座位の取れない方には特別浴槽で対応し、週に最低二回以上実施します。ただし、入居者の心身の状況に応じて清拭となる場合があります。
医学的管理 及び看護	介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護師等職員が常勤していますので、入居者の状態に照らして、適切な医療・看護を行います。
介 護	施設サービス計画に基づき、入浴・食事・排泄・レクリエーション活動などの日常生活の支援を行います。
リハビリ テーション	原則として療法士が行いますが、施設内のすべての活動が、機能訓練のためのリハビリテーションの効果を期待したものです。
栄 養	当施設は、管理栄養士により栄養管理を行い、その他の職種と共同して、利用者毎の栄養ケア計画書を作成します。
相談・援助	入居者とご家族からのご相談に応じます。また、入居者の方の行政への申請手続き等について援助します。

8 利用料金

(1) 保険給付の自己負担額

<施設サービス費> (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は自己負担が1割の方の、1日あたりの自己負担額です。)

施設サービス費 I

(iii) 【多床室】

・要介護 1	793 円
・要介護 2	843 円
・要介護 3	908 円
・要介護 4	961 円
・要介護 5	1012 円

(i) 【従来型個室】

・要介護 1	717 円
・要介護 2	763 円
・要介護 3	828 円
・要介護 4	883 円
・要介護 5	932 円

(iv) 【多床室】

・要介護 1	871 円
・要介護 2	947 円
・要介護 3	1014 円

(ii) 【従来型個室】

・要介護 1	788 円
・要介護 2	863 円
・要介護 3	928 円

・要介護 4	1072 円	・要介護 4	985 円
・要介護 5	1125 円	・要介護 5	1040 円

<各種加算> ※必ず全ての加算が必要になるとは限りません。

初期加算	(Ⅰ) 60 円/日 (Ⅱ) 30 円/日
夜勤職員配置加算	24 円/日
療養食加算	6 円/回 (食)
栄養マネジメント強化加算	11 円/日
再入所時栄養連携加算	200 円/回
退所時栄養情報連携加算	70 円/回
短期集中リハビリテーション 実施加算	(Ⅰ) 258 円/日 (Ⅱ) 200 円/日
認知症短期集中リハビリ テーション加算	(Ⅰ) 240 円/日 (Ⅱ) 120 円/日
若年性認知症入所者受入加算	120 円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	51 円/日
外泊時費用	362 円/日、在宅サービス利用時は 800 円/日
入所前後訪問指導加算	(Ⅰ) 450 円/回 (Ⅱ) 480 円/回
試行的退所時指導加算	400 円/回
退所時情報提供加算	(Ⅰ) 500 円/回 (Ⅱ) 250 円/回
入退所前連携加算	(Ⅰ) 600 円/回 (Ⅱ) 400 円/回
訪問看護指示加算	300 円/回
経口移行加算	28 円/日
経口維持加算	(Ⅰ) 400 円/月 (Ⅱ) 100 円/月
口腔衛生管理加算	(Ⅰ) 90 円/月 (Ⅱ) 110 円/月
かかりつけ医連携薬剤調整加算	(Ⅰ) イ 140 円/回 (Ⅰ) ロ 70 円/回 (Ⅱ) 240 円/回 (Ⅲ) 100 円/回
緊急時治療管理	518 円/日
所定疾患施設療養費	(Ⅰ) 239 円/日 (Ⅱ) 480 円/日
認知症専門ケア加算	(Ⅰ) 3 円/日 (Ⅱ) 4 円/日
認知症チームケア推進加算	(Ⅰ) 150 円 (Ⅱ) 120 円
認知症行動・心理症状緊急対応 加算	200 円/日
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算	(Ⅰ) 53 円/月 (Ⅱ) 33 円/月
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 3 円/月 (Ⅱ) 13 円/月
排せつ支援加算	(Ⅰ) 10 円/月 (Ⅱ) 15 円/月 (Ⅲ) 20 円/月
自立支援促進加算	300 円/月
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ) 40 円/月 (Ⅱ) 60 円/月
安全対策体制加算	20 円/回

ターミナルケア加算（死亡日）	1900 円／日
ターミナルケア加算（2～3 日）	910 円／日
ターミナルケア加算（4～30 日）	160 円／日
ターミナルケア加算（31～45 日）	72 円／日
サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）22 円／日 （Ⅱ）18 円／日 （Ⅲ）6 円／日
協力医療機関連携加算	（1）100 円／月（令和 7 年 3 月 31 日まで） （1）50 円／月（令和 7 年 4 月 1 日から） （2）5 円／月
高齢者施設等感染対策向上加算	（Ⅰ）10 円／月 （Ⅱ）5 円／月
新興感染症等施設療養費	240 円／日
生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）100 円／月 （Ⅱ）10 円／月
介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）所定単位×75/1000 （Ⅱ）所定単位×71/1000 （Ⅲ）所定単位×54/1000 （Ⅳ）所定単位×44/1000

（2）その他の料金

①食費（1 日当たり） 1, 6 4 0 円

*内訳：朝食 4 6 0 円、昼食 5 4 0 円、夕食 6 4 0 円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。）

②居住費（1 日当たり）

- ・個室（従来型個室） 1, 7 2 8 円
- ・多床室（2 人部屋） 4 3 7 円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限になります。）

※居住費につきましては、外泊期間中でお部屋を確保される場合も必要となります。

③日常生活品費（1 日当たり） 2 5 0 円

石鹸やシャンプー、トイレトペーパー等の備品代及びレクリエーション等の材料費であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払いいただきます。

④おやつ代（※利用者の選択に基づく嗜好品で、1 回あたり） 8 0 円

⑤施設が許可した個人使用の電気製品を持込む場合（1 点あたり日額） 3 0 円

⑥理美容代

カット等の理美容をご利用の場合、お支払いいただきます。（実費）

⑦クリーニング代 実費

私物の洗濯物を外部の業者へクリーニングを依頼された場合にお支払い頂きます。

⑧家族宿泊料（1 日当たり） 3, 8 5 0 円

⑨行事食（※利用者の選択に基づいて、行事等の際に特別な食事の提供を行った場合、1 食あたり）追加 4 0 0 円

⑩残置物処分代（※利用者の希望に基づいて、残置物の処分を本施設が行った場合、1 回あたり）1 0, 0 0 0 円

⑪キャンセル料 10,000円/日

本契約上の入居日に入居されなかった場合にお支払い頂きます。但し利用者の心身の状況によりキャンセルせざるを得ない場合は除きます。

⑫外出支援費 実費相当額

利用者またはご家族の希望により、益城町外を受診する場合で、施設車両の使用及び施設職員が支援する場合に徴収します。

(3) 支払い方法

*毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

*お支払い方法は、口座振替（自動引落）、お振込み、窓口での現金支払いのなかからお選びください。

銀行・支店	口座番号	口座名
肥後銀行 木山支店 (普通)	1269370	社会福祉法人 慈光会 介護老人保健施設 ケアポート益城 理事長 永田 啓朗

9 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

*協力医療機関

名称・所在地	東熊本第二病院 (熊本県菊池郡菊陽町辛川 1923-1)
名称・所在地	くわみず病院 (熊本市中央区神水 1-14-41)
名称・所在地	帯山中央病院 (熊本市中央区帯山 4-5-18)

*協力歯科医療機関

名称・所在地	やけいし歯科 (熊本県上益城郡益城町福富 704)
--------	---------------------------

10 施設の利用に当たっての留意事項

入所中の食事	施設利用中の食事については、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ちこみはご遠慮いただきます。
来訪・面会	面会時間：8：30～20：00 *事情により時間外になる場合は事前にご相談ください。 *面会簿への記入をお願いします。
消灯時間	消灯時間 21：00 以降のご面会は原則お断りします。
外出・外泊	*外出や外泊の際は、事前に職員への連絡、届け出書へのご記入をお願いいたします。 *ご家族の付き添いをお願いいたします。又、期間中にお変わりがあった際は職員へお知らせください。

	*外出、外泊中の施設外での病院への受診は、下記の「受診について」をご参照の上、緊急時を除き、施設へのご連絡をお願いいたします。
病院への受診について	介護老人保健施設では、入所者様（ショートステイの方も含む）に提供するサービスに医療も含まれており、常勤医師や看護師等の配置が義務付けられています。したがって、病院への受診に関しては医師が必要と判断した場合に行っていただくことになります。なお、費用につきましては、受診の内容によって医療保険が適応になる部分とできない部分があります。
内服薬について	ご入所後、病状に応じて内服薬の変更もあり得ますので、ご了承ください。
飲酒・喫煙	飲酒・喫煙は原則できません。施設は敷地内禁煙となります。
施設の設定・備品について	施設内の設備や備品については、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがありますので、ご注意ください。
貴重品や金銭の管理について	施設への貴重品等（多額の金銭や通帳、実印等）のお持ち込みはご遠慮ください。やむをえず、持ち込まれる場合は自己責任となります。施設での責任は負いかねますので、ご了承ください。
食品の持込	飲食物について、保存の効くもので少量のおやつ等は預かりが可能です。衛生上、生ものはお断りしております。持ち込まれた食品の管理は、職員が行っております。また、高血圧症や糖尿病等の疾患がある方は医師の許可が必要となりますので、居室等で食された場合等は、食べた物や量を職員にお知らせ下さい。
ペットに関して	ペットの持ちこみや飼育はご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	施設内での、他の入居者やご家族、職員等に対する執拗な宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
迷惑行為等について	騒音や危険な行動等により、他入居者やご家族、職員の迷惑となる行為はご遠慮願います。
退所・再入所について	病状の悪化等による医療機関への入院や、他施設やの入所となられた場合は退所となります。病状が安定され、再入所をご希望される場合におきましては、再度、入所のお申し込みをいただき入所判定会において検討をいたします。ただし、再入所が可能となった場合、同じ居室をご用意できかねることもありますのでご了承ください。

1.1 事故発生時等、緊急時の対応

当施設は、利用者に対する指定介護保険施設サービスの提供等により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うと共に、利用者に対し必要な措置を講じます。また、当施設は、利用者に対する指定介護保険施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償します。

1.2 非常災害対策

当施設は、災害時に自力避難が困難な方を入所対象としている事等の特有の事情を考慮し、火災・風水害・地震等の災害に対処する為、スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置などの防災設備の年2回の保守点検、誘導、援助、消火、通報等の訓練を年2回以上実施致しております。

1.3 要望及び苦情等の相談

ご利用者、ご家族等からの苦情処理については「別紙」に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に沿って迅速かつ適切に処理します。

1.4 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1.5 秘密保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくは家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

ただし、例外として次の各号については、法令上、介護保険事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

当事業者は、介護老人保健施設 ケアポート益城 利用契約書及び重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設 ケアポート益城 施設サービスの内容を説明しました。

入居日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

事業所名 介護老人保健施設 ケアポート益城
(事業所番号) 4352880068

事業者名 社会福祉法人 慈光会
理事長 永田啓朗 印

説明者 職氏名 支援相談員 _____ 印

私は、介護老人保健施設 ケアポート益城を利用するにあたり、介護老人保健施設 ケアポート益城の利用契約書及び重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解し同意した上で、本書を2通作成し、お互いに保有することとします。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代筆者： 続柄：)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(生年月日 年 月 日)

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(生年月日 年 月 日)